

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第139回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和5年1月6日(金) 午後4時00分から午後5時30分まで		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	10人(別紙のとおり)		
	その他	10人(実施機関)		
	事務局	6人(情報公開・文書管理課長、同担当課長、同総括副主幹、同主査、同主任2名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		-		
会議次第	<p>議 題</p> <p>1 第138回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区敬老事業の在り方検討に伴う保有個人情報(敬老事業対象者名簿)の目的外提供方針の見直し ・林地台帳更新及び林地台帳の写しの交付に伴う保有個人情報の目的外利用・提供 ・退職手当の供託に係る保有個人情報の目的外の提供 <p>(2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の利用・提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談センター「オンライン版チャレンジ教室」の実施に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供 <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)</p> <p>4 その他</p>			

主な内容は次のとおり

- 1 第138回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について
第138回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

- 2 諮問事案に係る調査審議について

- (1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

- ・地区敬老事業の在り方検討に伴う保有個人情報（敬老事業対象者名簿）の目的外提供方針の見直し
事務局からの概要説明、実施機関である高齢・障害者福祉課から説明の後、質疑応答はなかったため、実施機関が退出し、調査審議に入った。

（会長）現在から提供先がどれくらい増えるのか。

（事務局）現在、民生委員900名ほどに名簿を渡しており、今回の追加で単位自治会長としては500名、老人クラブ長としては217クラブの長、合計717名である。これが最大数となる。

審議の結果、地区敬老事業の在り方検討に伴う保有個人情報（敬老事業対象者名簿）の目的外提供方針の見直しについて、諮問の内容を適当とする答申を行った。

- ・林地台帳更新及び林地台帳の写しの交付に伴う保有個人情報の目的外利用・提供
事務局からの概要説明、実施機関である森林政策課からの説明の後、質疑応答が行われた。

（下重委員）2ページの2の林地台帳に記載する個人情報について、令和2年6月の法改正にて、行政機関内部でやりとりをした情報も追加して記載ができると制度が改められたと説明をいただいたが、資料の関係条文でいうと、具体的にどの部分がこの規定なのか補足で教えていただきたい。

（実施機関）別紙の3の191条の2である。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、林地台帳更新及び林地台帳の写しの交付に伴う保有個人情報の目的外利用・提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

- ・退職手当の供託に係る保有個人情報の目的外の提供
事務局からの概要説明、実施機関である人事・給与課からの説明の後、質疑応答が行われた。

（会長）提供の必要性について、これは供託ができるか否かは確定しておらず、確定するための個人情報の目的外利用であるという理解でよろしいか。

(実施機関) 申請はまだ行っていないので確定はしていないが、このような状態であれば、供託に値するだろうと法務局に確認した。

(会長) 供託ができるかを判断するためと記載があるが、供託はありうるということを前提に提供するという意味で理解してよいか。

(実施機関) そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、退職手当の供託に係る保有個人情報の目的外の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の利用・提供について

・青少年相談センター「オンライン版チャレンジ教室」の実施に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供

事務局からの概要説明、実施機関である青少年相談センターからの説明の後、質疑応答が行われた。

(齋藤委員) 利用開始時期について終わりが決まっていないが、今後も継続する事業か。

(実施機関) 来年度以降の実施時期等は、まだ明確には決まっていないが、差し支えなければ今後も同じ申し込み方法を継続して使用したい。

(齋藤委員) 実施が今年の11月からということは、事後での審議ということか。

(実施機関) 事業については、令和4年12月17日に実施済みである。

それに伴い情報提供をしたが、その際に情報公開・文書管理課から指摘を受けて審議会での審議が行われることになり、順番が前後してしまって大変申し訳ない。

(会長) 教室はオンラインで、1日1回行われるということによいか。それとも一定の期間のオンデマンドで行われるのか。

(実施機関) 教室の実施は、基本的に1日のみであり、一定の期間のオンデマンドではない。

(会長) オンライン結合により提供した個人情報は、来年度も事業が継続する場合には残っていて、利用されるということか。

(実施機関) 同じ参加者に継続して案内はしておらず、個人情報については1度事業が終わった際に消去し、新たに参加者を募る際には、この流れに沿い、個人情報を管理させていただきたい。

(会長) 本件諮問については、利用開始時期に終期を記載してもよいのではないか。

(事務局) 補足すると、実施機関からの説明のとおり、今後の事業でGoogleフォームを使うことが想定されるので、利用開始は令和4年11月4日からで、今後も今回同様に申し込みをGoogleフォームを使って実施する可能性があり、利用開始時期のみを記載している。

(会長) 先ほどの回答だと同じ情報を使わず、改めて個人情報を収集するというので、オンライン

結合の方法としては変わらないという趣旨か。

(事務局) 今回オンライン結合で取得した情報は、グーグルフォームからは削除し、次回は新たにグーグルフォームを使って個人情報を取得する。この事業は単発にはなるが実施するので、この方法を利用することが今回で終わるということではなく、次の事業も見据えた内容で諮問をしている。

(会長) 制度の移行期なので、事業の継続性があるということと、個人情報の目的外利用や結合は1回ごとに行われるというのまでは理解できたが、来年度以降は、改正条例施行のためオンライン結合についての諮問がなくなるので、今回の諮問に関しては、今年度中に2回目の事業がない限りは、期限を区切ってもよいと思うが、条例上要求されていないオンライン結合の諮問までされているという理解でよろしいか。

(事務局) 今回の事業については単発で終わり、制度変更により諮問の必要はなくなるが、事業として継続している。

(会長) チャレンジ教室は24時間365日利用できた方がよいと考えるが、これを1日に限る理由は何かあるか。

(実施機関) 基本的には、週休日の土曜日、日曜日にこのチャレンジ教室を対面も含めて行っている。オンデマンドではない。

(齋藤委員) これは個別指導なのか。

(実施機関) 対面の場合は小集団で活動を行うが、オンラインの場合はある空間の中に何人か参加者が入るイメージで考えてほしい。

審議の結果、オンライン版チャレンジ教室の実施に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を相当とする答申を行った。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

(齋藤委員) 新規登録のうち、「4. こども家庭課」の「ヤングケアラーの状態にある児童・生徒の把握事務」で個人の類型が1つになっているが、これでよいか。

(実施機関) 書類が手元にないため、内容を確認して後程メールで報告する。(※)

(齋藤委員) 承知した。

(※) 後日メールにて次のとおり報告した。

「ヤングケアラーの状態にある児童・生徒」と「その家族等」について、それぞれの個人情報を収集しているため、2つの類型として修正した。

4 その他

事務局より、個人情報保護法改正にかかる最近の状況及び今後の予定について、次のとおり報告があった。

(事務局) 前回の審議会において、条例改正に関するパブリックコメントを行っており、その結果を報告する。パブリックコメントは令和4年9月15日から10月11日まで意見を募集したが、提出された意見はなかった。

その後、審議会の答申を元に、条例案を策定し、法制部門の審査を受けた後、市議会12月定例会議で、相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例ほか2件の議案を提案し本会議で議決され、令和4年12月26日に公布された。

公布された条例の内容は、先日電子メールで送付した通りである。その後、令和5年4月1日の法施行と合わせ、これらの条例が施行される。なお、審議会の委員の人数の改正のみが7月1日の施行となる。

現在、新制度の開始に向け、個人情報ファイル簿の作成や、庁内における新制度の周知、条例に連なる規則や訓令、要綱などの改正を進めている。

次回の審議会については、3月までに1回開催する方向であり、開催が必要になったときに改めて日程を調整することを伝えた。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和5年1月6日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	欠席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	欠席	
11	寺田 麻佑	一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授	欠席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	欠席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	小野澤 行雄	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで